

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 富津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.5%
全職員	73.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	100.2%
本庁係長相当職	101.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.5%
31～35年	91.7%
26～30年	96.3%
21～25年	91.5%
16～20年	86.3%
11～15年	85.9%
6～10年	95.3%
1～5年	95.6%

【説明欄】

- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、雇用保険非加入者については対象外としている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、会計年度任用職員が約85%を占めており、そのうち女性が約80%を占めている一方で、会計年度任用職員と比較して相対的に給与水準の高い再任用職員等が約15%となっており、そのうち男性が約70%を占めているため、「全職員」で比較すると男女の差が大きくなっている。
- ・ 男女の給与に差が出ている主な要因として、以下のような理由が考えられる。
 - ①世帯主や住居契約者となっている男性職員が多いため、扶養手当や住居手当を受給している男性職員が女性職員と比べて多い。
 - ②育児短時間勤務職員及び部分休業取得職員の100%が女性職員である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。